JDL IBEX Web プラザ利用規約

JDL IBEX Web プラザ利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社日本デジタル研究所（以下「弊社」といいます）が提供する JDL IBEX Web プラザ（以下「本サイト」といいます）による提供サービス（以下「本サービス」といいます）の提供条件及び弊社と本サービスの利用を希望する者（以下「お客様」といいます）との間の権利義務に関する関係が定められており、弊社とお客様との間に締結される契約に適用される利用規約です。
本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。
お客様は、本規約に同意した場合、本規約の個別の条項についても同意したものとみなされます。
また、本規約に同意した場合とは、弊社のホームページ等の同意画面において同意する旨のボタンをクリックした場合の他、同意画面の用意がない場合は利用規約が表示された後にインストールした場合や使用した場合を含むものとします。

（契約目的、商品の注文方法について）

第 1 条　弊社製品の契約目的は、弊社の提供する取扱説明（以下「仕様」といいます）に従って、法令に基づく、税務書類の作成、財務書類の作成、会計帳簿等及びその他の書類を、書面または電磁的記録によって作成し、提出することができる製品をお客様に提供することとします。

2.　商品の注文は、お客様が本サイト上の所定の商品注文画面に必要事項を入力し、本規約に同意のうえ、弊社へ送信することによって行います。

（契約の成立手続等について）

第 2 条　お客様は、お客様の注文に対し弊社がその内容を承諾した時点をもってお客様と弊社との間で商品の注文を含む本サービスの利用に関する契約が成立することをあらかじめ承諾します。

2.　本規約には、JDL IBEX（パッケージ（CD 提供）版）製品に関するソフトウエア使用許諾契約書、JDL IBEX 財務システムに関するソフトウエア使用許諾契約書及び操作等の問い合わせのサポートサービスに関する特約が付属しています。

3.　JDL IBEX 出納帳、JDL IBEX 会計、JDL IBEX 原価管理・工事台帳又は JDL IBEX 給与 II の各パッケージ製品（以下総称して「パッケージ製品」といいます）を注文する場合は、あらかじめ動作環境、JDL IBEX（パッケージ（CD 提供）版）製品に関するソフトウエア使用許諾契約書及び操作等の問い合わせのサポートサービスに関する特約を確認し承諾の上注文するものとします。また、パッケージ製品は、お届けによって直ちに使用できますが、使用を継続する場合は使用開始から 7 日以内に更にパッケージ製品に対するライセンス認証とユーザー登録の手続きが別途必要となりますので、あらかじめご了承ください。

4.　JDL IBEX 財務システムに関するソフトウエア製品を注文する場合は、あらかじめ動作環境、JDL IBEX 財務システムに関するソフトウエア使用許諾契約書及び操作等の問い合わせのサポートサービスに関する特約を確認し承諾の上注文するものとします。

5.　本サービスは、個人事業者を含む事業者向けサービスです。そのため、本サービスを利用できるお客様は、事業者とし、かつ、お客様が事業としてまたは事業のために利用する場合に限り本サービスを利用できるものとします。また、お客様が営業活動に関連のない個人のために本サービスを利用することはできないものとします。

6.　弊社は、お客様が次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、商品の注文を含む本サービスの利用に関する契約の締結またはユーザーとしての登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負わないものとします。

(1)　弊社に提供した登録事項の全部または一部につき虚偽があった場合

(2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人または補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意を得てなかった場合
(3) 反社会的勢力等であると弊社が判断した場合または資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等と何らかの交流もしくは関与を行っていると弊社が判断した場合
(4) 本サービスの利用を希望するお客様またはユーザーとしての登録を希望するお客様が過去弊社との契約に違反した者またはその関係者であると弊社が判断した場合
(5) 第 20 条の措置を受けたことがある場合
(6) その他、弊社が締結または登録を適当でないと判断した場合

（商品のお届けについて）

第 3 条　商品のお届けは、日本国内に限ります。（離島を含みますが、ホテル、ウィークリーマンション等は除きます）

2. 商品の引渡し時期は次の通りとします。
(1) クレジットカード決済及び前払い銀行振込の場合は、代金決済手続きの完了後速やかに商品を発送します。
(2) 後払い口座振替及び後払い銀行振込の場合は、注文手続きの完了後速やかに商品を発送します。
(3) ただし、これらの期限には、土日祝祭日、年末年始、ゴールデンウィーク等の日数は除きます。

3. 注文時の注文内容に不備がある場合、通信事情または運送事情により通常の処理ができない場合、お歳暮時期、ご注文が集中し一時的な在庫不足が生じた場合等特別な事情が生じた場合には、所定の期限内に商品をお届けできない場合があることをお客様はあらかじめ了承するものとします。

4. 同時に 2 点以上の商品を注文する場合、別々の発送となることがありますのでご了承ください。（この場合お支払いが別々となる場合もあります）

5. 注文後、配送先を変更することはできないものとします。

（商品の引渡し先について）

第 4 条　商品の引渡しは、お客様が入力したお届け先に配送することで完了とします。

（商品を受領しない場合の取扱いについて）

第 5 条　お客様が注文商品を受領しない場合その他のお客様側の事情でお届け先へ配送できない場合は、7 日間を限度として商品の保管をいたしますが、この場合商品の保管料を申し受ける場合があります。

2. お客様がこの期間内に商品を受領しない場合は、お客様による注文の解約とみなします。この場合、違約金として商品相当額を申し受ける場合があります。

（商品注文後の取り消しについて）

第 6 条　お客様は、商品の注文に関し、注文の最終確認画面から弊社に送信するまでの間は、注文を取り消すことができます。

2. 注文の最終確認画面から弊社に送信した後は、注文を取り消すことはできませんが、お客様は本規約の定めに従い、商品を返品することができます。

（商品返品の取扱いについて）

第 7 条　商品に欠陥がない場合であっても、商品引渡し後 8 日間に限りお客様の都合による交換、返品ができます。ただし、次の各号に定める商品については、お客様の都合による交換、返品はできませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 引渡し完了後 9 日以上経過した商品

(2) パッケージ製品については、次の違いにより、返品が不可となる時期に差異があります。

ｉ パッケージ製品の製品版について

お客様が、インストールを開始した時点以降は返品することができません。

（なお、インストールを開始した時点とは、製品版をインストールする際に、お客様が画面上で「○　ソフトウエア使用許諾契約書のすべての条項に同意します」のラジオボタンをクリックした時点とします）

ⅱ パッケージ製品のバージョンアップ版について

① 前払い銀行振込の支払方法を利用するお客様は、弊社の「入金確認完了のご案内」メールに記載された入金確認日以降は返品することができません。

② クレジットカード決済、後払い口座振替又は後払い銀行振込のいずれかの支払方法を利用するお客様は、弊社の「ご注文手続完了のご案内」メールに記載されたご注文日時以降は返品することができません。

(3) お客様が JDL IBEX 財務システムに関するソフトウエア製品のインストール画面で「はい（Y)」のボタンを選択してインストールを開始した JDL IBEX 財務システムに関するソフトウエア製品

(4) 開封済のマニュアル等の書籍、用紙等の消耗品

(5) 一度使用した商品

(6) お客様の責任により、キズや破損が生じた商品

(7) 大口注文の商品

2. 商品をお客様の都合で返品する場合は、お客様はあらかじめ JDL IBEX プラザまで連絡のうえ、到着後 8 日以内に宅配便にて返送（お客様の都合による返品に伴う返送料はお客様負担となります）することによって返品するものとします。

（ソフトウエア製品の検査・通知及び保証）

第 8 条　弊社はソフトウエア製品につき、ソフトウエアを記録した CD 等の媒体に破損等の物理的な欠陥があった場合、ソフトウエア製品がお客様に到着した日より 30 日以内に限り、当該媒体を無償で交換します。また、交換の際は、あらかじめ JDL IBEX プラザまで連絡のうえ、送料弊社負担で宅配便の方法による返送をお願いいたします。

2. 前項で定める弊社の責任は、ソフトウエア製品及び付属のハードウエアの仕様不適合に起因して弊社がお客様に対して負担する全ての法的責任であり、法令上の履行追完請求、代金減額請求、契約の解除または損害賠償責任に代わるものとします。

3. 弊社は、ソフトウエア製品に不具合のないこと、ソフトウエア製品の使用によってお客様及び第三者に損害を与えないこと等製品としての完全性を保証しないものとします。

（サプライ品の検査・通知、1 年保証付きハードウエアアクセサリーの保証）

第 9 条　お客様は、サプライ品受領後、速やかにサプライ品を検査し、お申し込み内容と異なったり、汚損、破損等の不良のあった場合等弊社の仕様どおりでないこと（以下「仕様不適合」といいます）を発見した場合は、直ちに弊社に通知するものとします。

2. お客様から通知され、弊社によって仕様不適合と判断されたサプライ品については、送料は弊社負担で良品とお取り替えいたします。この場合、あらかじめ JDL IBEX プラザまで連絡の上、宅配便でご返送ください。なお、前項の通知を怠った場合、お客様は良品とのお取り替えを請求できないものとします。

3. 直ちに発見することのできない仕様不適合については、お客様がサプライ品の受領から 30 日以内にその不適合を発見したときも、前 2 項と同様とします。また、弊社は、サプライ品の受領から 30 日経過後に通知されたサプライ品の仕様不適合についていかなる責任も負わないものとします。

4. 本条で定める弊社の責任は、サプライ品の仕様不適合に起因して弊社がお客様に対して負担する全ての法的責任であり、法令上の履行追完請求、代金減額請求、契約の解除または損害賠償責任に代わるものとします。

5. 前 4 項の定めにかかわらず、注文時に弊社によって 1 年保証付きハードウエアアクセサリーと指定されたサプライ品（以下「1 年保証付きハードウエアアクセサリー」といいます）については、次の保証によります。

(1) 1 年保証付きハードウエアアクセサリー納品書の摘要欄の右上に記載された日から 1 年間を保証期間として、弊社の定める動作環境のもとで通常の方法で使用した場合弊社の仕様どおりの品質を備え物理的に欠陥のない状態を維持できることを保証します。

(2) 弊社は、保証期間中にお客様から通知のあった不具合等（お客様の過失によらない自然の故障を含みます）について弊社が仕様不適合と判断した場合、無償で修理します。但し、落下、水濡れ、高温多湿粉塵など劣悪な条件から発生した不具合は保証の対象から除外され、修理は有償となります。

(3) 1 年保証付きハードウエアアクセサリーの仕様上の品質に起因して弊社がお客様に対して負担する全ての法的責任は、前号に定める無償修理のみであり、法令上の履行追完請求、代金減額請求、契約の解除または損害賠償責任に代わるものとします。

(4) お客様は、センドバックの方式によって弊社の保証を受けることができます。

（支払方法について）

第 10 条　支払方法は、第 2 項及び第 3 項の場合を除き、お客様が任意に選択したクレジットカード決済か前払い銀行振込のいずれかの支払方法とします。但し、注文時に既にお客様が弊社と取引を開始している場合は、一律に、当該取引で利用している後払い口座振替かまたは当該取引で利用している後払い銀行振込のいずれかとし、お客様が任意に支払方法を選択することはできないものとします。

2. 操作等の問い合わせに関するサポートサービスの支払方法は、後払い銀行振込かまたは後払い口座振替とし、クレジットカード決済は利用できないものとします。

3. クレジットカード決済または前払い銀行振込を利用しているお客様は、本サイト上の案内に従って、後払いの支払方法に変更できる場合があります。

4. クレジットカード決済で利用できるカードと支払方法は、次の各号により行うものとします。

(1) 利用できるクレジットカードは、本サイトで案内するクレジットカードとします。

(2) 利用できるクレジットカードの支払方法は一括払いのみとします。支払回数の指定や分割払いはできないものとします。

5. 前払い銀行振込での支払方法は、次の各号により行うものとします。

(1) 前払い銀行振込の振込口座は次のとおりとします。

名義　　：　カ）ニホンデジタルケンキュウジョ
株式会社日本デジタル研究所
口座番号　：　みずほ銀行東陽町支店
普通 8041324

(2) 振込人欄には、注文完了後の画面または注文受付完了通知メールに記載されている注文番号をお名前の前に記入するものとします。

(3) 弊社指定口座への振込手数料は、お客様の負担とします。

(4) お客様の注文手続き後、30 日以内に振込入金の確認ができない場合、弊社は注文を取り消す場合があります。

6. 後払い口座振替による支払期日は、当該注文に関する契約が成立した日の属する月の翌々月 14 日とし、後払い銀行振込による支払期日は、当該注文に関する契約が成立した日の属する月の翌月末日とします。

7. 本サービスを利用するために必要な通信機器等の設備費用及び本サービスの利用に伴って生じる電話料金

等は、お客様が負担するものとします。

（商品価格について）

第 11 条　商品の表示価格を含む本規約で定めるすべての価格は、税抜き表示とします。お客様は表示価格に法定税率による消費税等額を加算した金額を現金により支払うものとします。

2.　商品代金の他に下記の配送料がかかります。なお、1 回のご注文合計金額が 30,000 円以上の場合及び商品に配送料は弊社負担と表示されている場合、配送料は弊社が負担します。

地域	北海道	北東北	南東北	関東	信越	北陸
配送料	1,050 円	740 円	740 円	740 円	740 円	840 円
地域	中部	関西	中国	四国	九州	沖縄
配送料	840 円	950 円	1,160 円	1,260 円	1,370 円	1,470 円

（ユーザー登録について）

第 12 条　お名前、住所、電話番号等、商品配送先に関する必要事項をご登録いただく（以下「ユーザー登録」といいます）と、弊社よりお客様専用のお客様コードとパスワードを発行いたします。お客様コードとパスワードをご利用いただくと、次回以降のご利用の際にお客様のご注文履歴から商品を選択できたり、配送先の指定が不要になったりするなど、本サイトをより便利にご利用いただくことができます。

2.　お客様コードとパスワードは、登録完了後、「お客様コード・パスワード等のご案内」の電子メールに記載してお客様に通知します。お客様はお客様コードとパスワードの管理及び使用について一切の責任を負うものとし、第三者に開示、貸与及び譲渡しないものとします。お客様のお客様コード及びパスワードの使用上の過誤、管理不十分又は第三者による不正使用等に起因してお客様が損害を被った場合でも、弊社は当該損害につき一切責任を負わないものとします。この場合、お客様による本サービスの利用がなされたものとし、お客様は本サービスの利用料金等の債務の一切を弊社に対し負担するものとします。

（キャンペーンなどのお知らせについて）

第 13 条　ユーザー登録を完了すると弊社から電子メールによるキャンペーンその他のご案内をすることがありますので、あらかじめご了承ください。ただし、お客様のご希望により送信を中止することができます。

（届出事項の変更について）

第 14 条　ユーザー登録時に入力した、お客様の住所・代表者・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス・担当者等に変更があった場合は、ただちに所定の変更届出画面から弊社に送信して変更内容を届け出るものとします。

2.　前項による変更の届出がなく、注文商品、弊社からのご案内等その他の送付されたものが延着しあるいは到着せずあるいはその他の不測の事態が生じた場合は、通常到着すべき時にお客様に到着したものとみなします。なお、登録住所にお届けした後に、あらためて変更された住所へお届けした場合には、追加配送について別途本規約に定める金額の配送料をご負担いただきます。

（お客様情報の取扱いについて）

第 15 条　お客様の住所、電話番号、本サイトのご利用状況などに関するお客様の個人情報は個人情報保護法等に基づき取り扱われます。あらかじめ弊社の利用目的等をご承認のうえ、注文をお申し込みください。

≪弊社が取り扱う個人情報の利用目的≫

(1)　お客様の個人情報は、コンピュータシステムの設計、製造、販売、保守等弊社の営む事業に関する製品、商品、サービス等のお客様への提供の他、これらに付帯関連するサービスの提供等弊社の事業遂

行に必要な範囲においても収集し利用されます。

(2) お客様の個人情報は、航空運送事業を営む弊社の連結対象会社に関するサービスを弊社からお客様に提供するために収集し利用されます。

(3) 弊社は、お客様の個人情報を DM 等によるアンケートへのお願い等の方法により収集することがあります。また、修理、配送及び郵便物の発送等弊社業務の一部を外部の業者に委託することがあります。

(4) お客様の個人情報は、法令等に基づく場合又はお客様の事前の同意がある場合に限り、第三者へ、第三者提供されます。

（不可抗力による免責について）

第 16 条　天災地変、法令の制定改廃、公権力の行使に基づく処分、輸送機関の事故、労働争議その他やむを得ない事情により、商品の発送が遅れる場合や発送できない場合は、すみやかにお客様にお知らせいたします。ただし、このことによりお客様が損害を被られたとしても、弊社は何らの賠償の責を負わないものとします。

（インターネット等の本サービス提供システムの中断等）

第 17 条　次のいずれかの事由に該当する場合、弊社はお客様に事前に通知することなく、一時的に本サービスの提供を停止又は中断することができるものとします。

(1) 本サービスの提供システムに関する保守点検・更新を定期的に、または緊急に行う場合

(2) 天災、火災、停電などの不可抗力により本サービスの運営が困難な場合

(3) その他、弊社が停止又は中断を必要と判断した場合

（禁止行為）

第 18 条　お客様は、本サービスを利用するにあたり、以下に該当する行為を行ってはならないものとします。

(1) ユーザー登録の際に虚偽の登録を行う行為

(2) 人になりすまして情報を送信または書き込む行為

(3) ホームページ上の情報を改ざんする行為

(4) ホームページに有害なコンピュータプログラムなどを送信、または書き込む行為

(5) ホームページに掲載されている著作権、知的財産権を侵害する行為

(6) その他弊社が不適切と認めた行為

（反社会的勢力の排除等）

第 19 条　本規約において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。

2. お客様及び弊社は、それぞれ相手方に対し、現時点及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約します。

(1) 自己または自己の役員（名称を問わず経営に実質的に関与している者をいいます）若しくは自己の社員が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと

(2) 反社会的勢力が実質的に経営を支配していること

(3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってする等、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. お客様及び弊社は、それぞれ相手方に対し、自己若しくは自己の社員または第三者を利用して次の各号の

いずれの行為も行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、または偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

4. お客様または弊社が前 2 項に違反に反した場合、相手方は何らの催告を要しないで、商品の注文を含む本規約に基づく本サービスの利用に関する契約の全部または一部を解除することができるものとします。

5. 前項の場合、解除された者は解除により生じる損害について、解除を行なった者に対し一切の請求を行なわず、解除を行なった者は何らの賠償責任を負わないものとします。また、解除を行なった者は、解除により生じる損害について、解除された者に対し賠償を請求できるものとします。

（期限の利益喪失）

第 20 条　本サービスに関するお客様の支払方法が口座振替または後払いによる銀行振込となる場合、当該お客様が次の各号の一に該当するときは、当該お客様は、弊社から事前の通知、催告がなくても、弊社に対して負担する本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、弊社に対し直ちにその債務を弁済するものとします。

(1) 当該お客様が弊社に対する債務の一でも支払義務を怠ったとき

(2) （仮）差押、（仮）処分、強制執行、競売の申し立て、又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申し立てがあったとき

(3) 当該お客様が振り出し又は引き受けた手形、小切手につき不渡処分を受ける等支払停止、支払い不能等の事由が生じたとき

2. 本サービスに関するお客様の支払方法が口座振替または後払いによる銀行振込となる場合、当該お客様が次の各号の一に該当し、弊社が請求したときは、当該お客様は弊社に対して負担する本規約に基づく債務について直ちに期限の利益を失うものとします。

(1) 前項第 1 号で定める以外で当該お客様が本規約に違反したとき

(2) 監督官庁より営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき

(3) お客様の財産状態が悪化し又はその恐れがあると弊社が判断したとき

（弊社の責任）

第 21 条　弊社は請求原因のいかんにかかわらず、入力データの消失、破損等、弊社提供のハードウエア製品、ソフトウエア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Web サービス、サポートサービスに起因してお客様に生じた、通常の損害、特別の事情による損害（損害発生につき弊社が予見すべきであった場合を含むものとします）、逸失利益及び第三者からの賠償その他の請求による損害について、一切責任を負わないものとします。

2. 前項の規定は、弊社に故意または重過失がある場合には適用しないものとします。

3. 本契約のもとにおいて弊社が損害賠償責任を負う場合、弊社は仕様不適合と判断した症状の発生源となった弊社提供のハードウエア製品、ソフトウエア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Web サービスまたはサポートサービスについて、それぞれ当該ハードウエア製品、当該ソフトウエア製品、当該サプライ商品、当該ユースウェアサービス、当該保守サービス、当該 Web サービスまたは当該サポートサービスの見積書記載の定価に相当する額を限度額として賠償責任を負うものとし、見積書がない場合はそれぞれの販売価格に相当する額を限度額として賠償責任を負うものとします。

（登録抹消等）

第 22 条　弊社は、ユーザー登録をしたお客様が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該お客様について本サービスの利用を一時的に停止し、または当該お客様のユーザーとしての登録を抹消、もしくは商品の注文を含む本規約に基づく本サービスの利用に関する契約の全部または一部を解除することができるものとします。

(1) 本規約（本規約に付属するソフトウエア製品毎の使用許諾契約及び操作等の問い合わせのサポートサービスに関する特約を含みます）のいずれかの条項に違反した場合

(2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合

(3) 支払停止もしくは支払不能となりまたは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続きの開始の申し立てがあった場合

(4) 1 年以上本サービスの利用がない場合

(5) 当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 3 か月以上応答がない場合

(6) 第 2 条第 6 項各号に該当する場合

(7) その他、弊社が本サービスの利用、ユーザーとしての登録または本サービスの利用に関する契約の継続を適当でないと判断した場合

2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、ユーザー登録をしたお客様は弊社に対して負っている本規約に基づく債務一切について当然に期限の利益を失い、直ちに弊社に対して全ての債務の支払いを行うものとします。

（通知）

第 23 条　弊社からお客様への通知は、本サイトへの掲載または電子メールの送信等、弊社が定める方法により行います。

2. 弊社がお客様に対し、前項の通知を行った場合お客様は当該通知を受領したものとみなします。

（本サービス・本規約等の変更）

第 24 条　弊社は、お客様の承諾なしに、いつでも、利用料金を含む本サービス・本規約等の全部または一部の内容を変更することができるものとします。

（本サービスの一部または全部の廃止）

第 25 条　弊社は、本サービスの一部または全部を何時でも廃止できるものとします。

2. 本サービスの一部または全部を廃止する場合、廃止前の弊社が相当と判断する期間に、お客様に対して通知を行います。

3. 弊社が予期し得ない事由、法令の改廃、天災等のやむを得ない事由で廃止する場合において、相当期間前の通知が不能な場合であっても、弊社は可能な限り速やかにお客様に対して通知するものとします。

4. 本条に定める手続きに従って通知がなされたとき、弊社は本サービスの廃止の結果について何ら責任を負わないものとします。

（合意管轄裁判所について）

第 26 条　本規約に関連、付随して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所（簡易裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（お問合せ窓口並びに受付時間）

第 27 条　ソフトウエア製品等のご注文、お取引条件、発送状況、返品等に関するお問い合わせは、JDL IBEX プラザまでご連絡ください。

株式会社日本デジタル研究所 JDL IBEX プラザ
〒136-8640
東京都江東区新砂 1-2-3
TEL：03-5606-7121　FAX：03-5606-3414
E-mail：jdlibex-plaza@jdl.co.jp
受付時間は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで（弊社の営業日に限ります）とします。

附則

改定実施　平成 19 年 3 月 27 日
平成 26 年 4 月 1 日
平成 31 年 4 月 1 日
令和元年 10 月 1 日
令和元年 12 月 4 日
令和 2 年 3 月 16 日
令和 5 年 4 月 3 日
令和 5 年 9 月 1 日
令和 5 年 10 月 2 日

以上

【50032　v10】

JDL IBEX（パッケージ（CD 提供）版）製品に関するソフトウエア使用許諾契約書

JDL IBEX（パッケージ（CD 提供）版）製品に関するソフトウエア使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、株式会社日本デジタル研究所（以下「弊社」といいます）が提供する JDL IBEX 出納帳、JDL IBEX 会計、JDL IBEX 原価管理・工事台帳、JDL IBEX 給与 II 又は JDL IBEX 給与 II マイナンバー管理の各パッケージ製品（以下各パーケージ製品を「ソフトウエア製品」といいます）の使用に関して、共通して適用される提供条件及び弊社とソフトウエア製品の利用を希望する者（以下「お客様」といいます）との間の権利義務に関する関係が定められており、弊社とお客様との間に締結されるソフトウエア製品の使用許諾契約です。
ソフトウエア製品の利用に際しては、本契約の全文をお読みいただいた上で、本契約に同意いただく必要があります。
お客様は、本契約に同意した場合、本契約の個別の条項についても同意したものとみなされます。
また、本契約に同意した場合とは、弊社所定の同意画面において同意する旨のボタンをクリックした場合の他、同意画面の用意がない場合は本契約が表示された後にインストールした場合や使用した場合を含むものとします。
同意いただけない場合は、ソフトウエア製品がお客様に到着した日より 30 日以内に包装を含むソフトウエア製品全体をご返却ください。

（契約目的及びソフトウエア製品）

第 1 条　本契約の目的は、弊社の提供する取扱説明(以下「仕様」といいます)に従って、法令に基づく、税務書類の作成、財務書類の作成、会計帳簿等及びその他の書類を、書面または電磁的記録によって作成し、提出することができる弊社製品をお客様に提供することを契約目的とします。

2. ソフトウエア製品には、ソフトウエアのほか、弊社がパッケージで提供したソフトウエアを記録した CD 等の媒体、マニュアル等の電子文書が含まれるものとします。

3. JDL IBEX 給与 II マイナンバー管理のパッケージ製品は、JDL IBEX 給与 II のパッケージ製品と同時に使用することを前提としたパッケージ製品とします。

（使用権の許諾）

第 2 条　本契約をお客様が遵守することを条件に、弊社はお客様に、ソフトウエア製品に関する日本国内における譲渡不能かつ非独占的使用権を許諾します。

2. お客様は、ソフトウエア製品をお客様自身の特定の一台のコンピュータにおいてのみ、使用することができます。

3. ソフトウエア製品は、弊社に対するオンラインによるライセンス認証とユーザー登録の双方をソフトウエア製品の使用を継続するための条件としています。なお、ソフトウエア製品はインターネットにつながっていない状態（以下「オフライン環境」といいます）のコンピュータでも利用できます。オフライン環境でソフトウエア製品を使用する場合は、更に、弊社の発行する認証キーをオフライン環境のコンピュータに入力することをソフトウエア製品の使用を継続するための条件としています。

4. お客様は、ソフトウエア製品の初回起動から 7 日以内に、ライセンス認証とユーザー登録を行い、ソフトウエア製品を使用するものとします。お客様が 7 日以内にライセンス認証とユーザー登録を行わない場合、ソフトウエア製品は自動的に使用できなくなります。この場合も、ライセンス認証とユーザー登録を行えばソフトウエア製品の使用を再開することができます。お客様は、ライセンス認証とユーザー登録なく 7 日を経過するとソフトウエア製品が自動的に使用できなくなることを予め承諾してソフトウエア製品を使用するものとします。

5. オフライン環境でソフトウエア製品の使用を継続するためには、お客様はソフトウエア製品の初回起動から 7 日以内に、別のオンライン環境のコンピュータやスマートフォン等でライセンス認証とユーザー登録を行って弊社の発行する認証キーを取得し、オフライン環境のコンピュータに入力して使用するものと

します。ソフトウエア製品の初回起動から 7 日以内に認証キーの入力がない場合、ソフトウエア製品は自動的に使用できなくなります。この場合も、ライセンス認証とユーザー登録によって取得した認証キーの入力を行えばソフトウエア製品の使用を再開することができます。お客様は、ライセンス認証とユーザー登録によって取得した認証キーの入力なく 7 日を経過すると、ソフトウエア製品が自動的に使用できなくなることを予め承諾してソフトウエア製品を使用するものとします。

（禁止事項）

第 3 条　前条第 2 項で定める場合を除き、お客様はソフトウエア製品の一部もしくは全部を複製しないものとします。

2. お客様は、あらかじめ弊社が許諾した場合を除き、頒布、譲渡及び貸与などの方法をもって、ソフトウエア製品を第三者に使用させることはできないものとします。
3. お客様は、ソフトウエア製品の改造、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、改変・改修その他の翻案をしないものとします。
4. お客様がソフトウエア製品の改変・改修を希望する場合は、弊社がその改変・改修が可能かつ妥当であると判断した場合に弊社にて改変・改修するものとします。また、改変・改修後のソフトウエアの著作権及び特許権等の一切の権利は、弊社に帰属します。
5. お客様は弊社の文書による許諾なしに、ソフトウエア製品のモニタ画面の表示やプリンタからの印刷物を出版等に使用しないものとします。

（著作権等）

第 4 条　ソフトウエア製品に関する著作権及び特許権等の一切の権利は、弊社または弊社が許諾を受けた第三者に帰属します。また、ソフトウエアを記録した CD 等の媒体の所有権も弊社に留保されるものとします。

2. ソフトウエア製品には、PostgreSQL License、The BSD License、GPL（GNU GENERAL PUBLIC LICENSE：一般公有使用許諾契約書）に準拠したソフトウエア及び The ApacheSoftware Foundation から提供される Xerces（Xerces は、Apache Software Licence Version1.1 に基づき、無償で提供されています。）が含まれるものがあります。お客様はこれらの内容を使用許諾契約書によって確認するものとします。

（JDL IBEX Web プラザ　サポート＆サービス）

第 5 条　弊社はお客様に対し、ユーザーサポートページ「JDL IBEX Web プラザ　サポート＆サービス」（以下、「本サイト」といいます）を提供します。第 2 条第 3 項に定めるユーザー登録を行ったお客様は、本サイトを利用することができます。

2. 本サイトでは、操作マニュアル、Web セミナー、Q&A 等の利用や利用履歴の確認、ユーザー登録内容の変更等ができます。
3. 本サイトでは、お客様の利用履歴等のプライバシー情報が提供されます。アクセスにセキュリティが必要な場合は、お客様は、予め弊社の提供するパスワード等の措置を講じて利用するものとします。

（サポートサービス）

第 6 条　弊社はお客様に対し、ソフトウエア製品を弊社の仕様に従って的確に利用するための情報提供サービス（以下「サポートサービス」といいます）を、別途有償で提供します。

2. サポートサービスの利用方法は、本サイトで提供される「お問い合わせフォーム」の方法によって利用するものとし、その他の方法による利用はできないものとします。
3. サポートサービスの利用料金は 1 案件につき 2,000 円を利用料金とします。お客様は、サポートサービ

スを利用する都度、次の各号の支払い条件に基づき、当該利用料金に法定税率による消費税等額を加算した金額を現金により弊社に支払うものとします。なお、通信のための料金は別途お客様の負担となります。また JDL IBEX 給与 II とともに JDL IBEX 給与 II　マイナンバー管理を利用している場合も、1 案件につき 2,000 円の利用料金で、JDL IBEX 給与 II　マイナンバー管理を含む JDL IBEX 給与 II に対するサポートサービスが提供されるものとします。

① 利用料金の支払方法は、お客様がサポートサービスを利用した時点毎に支払方法が確認され、お客様が既に弊社と口座振替による取引を開始している場合には口座振替による支払方法とし、口座振替の取引を開始してない場合には振り込みによる支払方法とします。

② 利用料金の支払期日は、口座振替による場合はお客様が当該サポートサービスを利用した日の属する月の翌々月 14 日とし、振り込みによる場合はお客様が当該サポートサービスを利用した日の属する月の翌月末日とします。

4. 前項の定めにかかわらず、アイベックス・サポート・クラブ利用規約の利用契約を締結しているお客様は、JDL IBEX 給与 II 及び JDL IBEX 給与 II　マイナンバー管理のサポートサービスについて、アイベックス・サポート・クラブ利用規約に定める特典の利用料金と支払方法によってサポートサービスを利用するものとします。

5. お客様は、お問い合わせフォームによる問い合わせを、日時に制限なく弊社に送信できるものとし、弊社は、当該問い合わせに対し、土曜日、日曜日、祝祭日その他弊社の定める休業日を除く午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までの日時で回答するものとします。なお、弊社の回答方法は、電子メールの送信、電話等弊社が任意に選択した方法によるものとします。

6. サポートサービスは、本契約によって使用を許諾されたソフトウエア製品をお客様が弊社の仕様に従って的確に利用できるよう、ソフトウエア製品の操作方法に関する情報をお客様に提供することを契約内容としており、データ自体はサポートサービスの対象としていません。そのため、弊社は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、弊社は取り扱うことができない状態でサポートサービスが提供されるものとします。

7. 弊社は、サポートサービスの提供が、弊社の仕様に基づく情報提供であることを保証します。但し、お客様の問い合わせ内容の把握に弊社の落ち度がないこと、サポートサービスの提供によってお客様及び第三者に損害を与えないこと等サポートサービスの完全性まで保証するものではないものとします。

8. 弊社は、お客様の問い合わせに対し速やかにサポートサービスを提供するよう努めますが、提供に日時を要する場合もあります。また、サポートサービスは、お客様の問い合わせに対し、本契約によって使用を許諾されたソフトウエア製品を弊社の仕様に従って的確に利用するための情報提供を目的としたサービスです。お客様の問い合わせ内容、ソフトウエア製品の更新状況、ソフトウエア製品の使用許諾期間の終了など、お客様の利用環境等によっては、お客様の問い合わせを直接解決する内容とならない場合や、サポートサービスを提供できない場合もあります。お客様は、問い合わせを直接解決することにならない場合やサポートサービスを提供できない場合があることをあらかじめ承諾し、弊社の責任を問わないものとします。

（保守サービス）

第 7 条　弊社は、ソフトウエア製品について弊社の定める最新の状態に維持するための保守サービスを提供します。但し、保守サービスの提供は、第 4 項で定める場合の他、いつでも弊社の都合で終了できるものとします。

2. 保守サービスは、ソフトウエア製品の改良等によるバージョンアップをその内容とし、弊社が必要と判断した場合に、有償で提供されます。

3. お客様は、弊社が提供の都度定める料金を支払って、前項の保守サービスを利用することができます。ま

た、アイベックス・サポート・クラブ利用規約の利用契約を締結しているお客様は、JDL IBEX 給与 II 及び JDL IBEX 給与 II　マイナンバー管理に関する前項の保守サービスついて、アイベックス・サポート・クラブ利用規約で定める保守サービスの特典を利用することができます。

4. 弊社は、お客様のソフトウエア製品の購入から 5 年の期間を経過した場合、当該ソフトウエア製品に対する保守サービスの提供を終了します（5 年の期間は、お客様が最初にソフトウエア製品を購入した時点から起算するものとし、購入後に提供されるバージョンアップ等は含まないものとします)。
5. お客様は、ソフトウエア製品に対する弊社の保守サービスが、お客様の使用する OS を含む基本ソフトウエアあるいはお客様の使用するハードウエアの能力の状態によっては、正しく機能しない結果となる場合があることを予め承認し、かつこれに対して弊社の責任を問わないものとします。
6. 保守サービスは、ソフトウエア製品を弊社の定める最新の状態に維持できるようソフトウエア製品のシステムに対する改良や改善等を契約内容としており、ソフトウエア製品で処理されるデータ自体は保守サービスの対象としていません。そのため、弊社は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、弊社は取り扱うことができない状態で保守サービスが提供されるものとします。

（ソフトウエア製品の検査・通知及び保証）

第 8 条　弊社はパッケージで提供したソフトウエアを記録した CD 等の媒体に破損等の物理的な欠陥があった場合、ソフトウエア製品がお客様に到着した日より 30 日以内に限り、当該媒体を無償で交換します。

2. 前項で定める弊社の責任は、ソフトウエア製品及び付属のハードウエアの仕様不適合に起因して弊社がお客様に対して負担する全ての法的責任であり、法令上の履行追完請求、代金減額請求、契約の解除または損害賠償責任に代わるものとします。
3. 弊社は、ソフトウエア製品に不具合のないこと、ソフトウエア製品の使用によってお客様及び第三者に損害を与えないこと等製品としての完全性を保証しないものとします。

（弊社の責任）

第 9 条　弊社は請求原因のいかんにかかわらず、入力データの消失、破損等、弊社提供のハードウエア製品、ソフトウエア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Web サービス、サポートサービスに起因してお客様に生じた、通常の損害、特別の事情による損害(損害発生につき弊社が予見すべきであった場合を含むものとします。)、逸失利益及び第三者からの賠償その他の請求による損害について、一切責任を負わないものとします。

2. 前項の規定は、弊社に故意または重過失がある場合には適用しないものとします。
3. 本契約のもとにおいて弊社が損害賠償責任を負う場合、弊社は仕様不適合と判断した症状の発生源となった弊社提供のハードウエア製品、ソフトウエア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Web サービスまたはサポートサービスについて、それぞれ当該ハードウエア製品、当該ソフトウエア製品、当該サプライ商品、当該ユースウェアサービス、当該保守サービス、当該 Web サービスまたは当該サポートサービスの見積書記載の定価に相当する額を限度額として賠償責任を負うものとし、見積書がない場合はそれぞれの販売価格に相当する額を限度額として賠償責任を負うものとします。

（本契約の終了）

第 10 条　本契約は、本契約に特に定めた場合のほか、お客様がソフトウエア製品の使用を終了することにより自動的に終了します。また、お客様が本契約のいずれかの条項に違反したとき、弊社は、お客様に書面による催告をせずに直ちに本契約を解除し、本契約を終了させることができます。

（契約終了時の措置）

第 11 条　本契約の定めに基づき本契約が終了したとき、お客様は受領したソフトウエア製品のすべて（複製を含む）をすみやかに廃棄するものとします。

（個人情報の取り扱い）

第 12 条　弊社は、お客様から収集した個人情報（以下、単に「個人情報」といいます）を、次の各号の利用目的の範囲内で取り扱います。

① 個人情報は、コンピュータシステムの設計、製造、販売、保守等弊社の営む事業に関する製品、商品、サービス等のお客様への提供の他、これらに付帯関連するサービスの提供等弊社の事業遂行に必要な範囲においても収集し利用されます。

② 個人情報は、航空運送事業を営む弊社の連結対象会社に関するサービスを弊社からお客様に提供するために収集し利用されます。

③ 弊社は、個人情報を DM 等によるアンケートへのお願い等の方法により収集することがあります。また、修理、配送及び郵便物の発送等弊社業務の一部を外部の業者に委託することがあります。

④ 個人情報は、法令等に基づく場合又はお客様の事前の同意がある場合に限り、第三者へ、第三者提供されます。

（キャンペーン等のお知らせ）

第 13 条　弊社は、電子メールにより、キャンペーンその他の案内をすることがあります。お客様は予め電子メールによるキャンペーン等のお知らせを承諾してソフトウエア製品を利用するものとします。但し、お客様の希望により送信を中止することができます。

（反社会的勢力の排除等）

第 14 条　本契約において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。

2. お客様及び弊社は、それぞれ相手方に対し、現時点及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約します。

① 自己または自己の役員（名称を問わず経営に実質的に関与している者をいいます）若しくは自己の社員が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと

② 反社会的勢力が実質的に経営を支配していること

③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってする等、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること

⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. お客様及び弊社は、それぞれ相手方に対し、自己若しくは自己の社員または第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約します。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、または偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

4. お客様または弊社が前 2 項に違反に反した場合、相手方は何らの催告を要しないで、本契約を解除する

ことができるものとします。

5. 前項の場合、解除された者は解除により生じる損害について、解除を行なった者に対し一切の請求を行なわず、解除を行なった者は何らの賠償責任を負わないものとします。また、解除を行なった者は、解除により生じる損害について、解除された者に対し賠償を請求できるものとします。

（準拠法）

第 15 条　本契約に関する準拠法は、日本法とします。

（裁判管轄）

第 16 条　本契約は日本国の法律に準拠し、本契約に関連、付随して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所（簡易裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本契約は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

改定実施　平成 31 年 4 月 1 日
令和 2 年 3 月 16 日
令和 5 年 4 月 3 日
令和 5 年 10 月 2 日

以上

【50026　v5】

JDL IBEX 財務システムに関するソフトウエア使用許諾契約書

JDL IBEX 財務システムに関するソフトウエア使用許諾契約書（以下、「本契約」といいます。）は、株式会社日本デジタル研究所（以下、「弊社」といいます。）が提供する JDL IBEX 財務システムに関するソフトウエア製品(以下「ソフトウエア製品」といいます)の提供条件及び弊社とソフトウエア製品の利用を希望する者（以下、「お客様」といいます。）との間の権利義務に関する関係が定められており、弊社とお客様との間に締結され適用されるソフトウエア製品の使用許諾契約です。
ソフトウエア製品の利用に際しては、本契約の全文をお読みいただいた上で、本契約に同意いただく必要があります。お客様は、本契約に同意した場合、本契約の個別の条項についても同意したものとみなされます。
また、本契約に同意した場合とは、弊社所定の同意画面において同意する旨のボタンをクリックした場合の他、同意画面の用意がない場合は本契約が表示された後にインストールした場合や使用した場合を含むものとします。同意いただけない場合は、ソフトウエア製品がお客様に到着した日より 30 日以内に包装を含むソフトウエア製品全体をご返却ください。

（契約目的及びソフトウエア製品）

第 1 条　本契約の目的は、弊社の提供する取扱説明(以下「仕様」といいます)に従って、法令に基づく、税務書類の作成、財務書類の作成、会計帳簿等及びその他の書類を、書面または電磁的記録によって作成し、提出することができる弊社製品をお客様に提供することを契約目的とします。

2. ソフトウエア製品には、ソフトウエアのほか、弊社がパッケージで提供したソフトウエアを記録した CD 等の媒体、付属のハードウエア及び付属のマニュアル等の関連資料全てが含まれます。但し、別途弊社の定めにより、付属のハードウエアのないソフトウエア製品もあります。また、お客様がソフトウエア製品を取得された後で弊社より提供されるバージョンアップや追加機能等もソフトウエア製品に含まれます。

（使用権の許諾）

第 2 条　本契約をお客様が遵守することを条件に、弊社はお客様に、日本国内におけるソフトウエア製品の譲渡不能かつ非独占的使用権を許諾します。

2. お客様は、ソフトウエア製品をお客様自身の特定の一台のコンピュータにおいてのみインストールして使用することができます。
3. ソフトウエア製品に、ソフトウエア製品を利用してお客様の顧問先に提供するソフトウエアを作成するシステムが含まれている場合には、お客様はこのシステムを利用して作成したソフトウエア（以下「クライアントソフト」といいます）をお客様の顧問先に提供することができます。また、お客様から提供を受けた顧問先は、クライアントソフトを使用することができる他、第 7 条 2 項によってお客様からバージョンアップ版、リニューアル版、または追加機能等の提供を受けることができます。但し、本契約に定めるサポートサービスは利用できないものとします。
4. お客様はソフトウエア製品に電子文書のみで提供される文書が含まれる場合は、お客様は一部に限りそのコピーを印刷することができます。

（禁止事項）

第 3 条　お客様は、前条第 2 項で定める場合を除き、ソフトウエア製品の一部もしくは全部を複製しないものとします。

2. 本契約は、前条第 2 項の定めによりお客様が複製したソフトウエアにも、同様に適用されます。
3. お客様は、前条第 3 項及び第 7 条第 2 項で定める場合を除き、ソフトウエア製品（もしくはその複製）を頒布、譲渡及び貸与などの方法をもって、第三者に使用させることはできないものとします。

4. お客様は、ソフトウエア製品の改造、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、改変・改修その他の翻案をしないものとします。
5. お客様がソフトウエア製品の改変・改修を希望する場合は、弊社がその改変・改修が可能かつ妥当であると判断した場合に弊社にて改変・改修するものとします。また、改変・改修後のソフトウエアの著作権及び特許権等の一切の権利は、弊社に帰属します。
6. お客様は弊社の文書による許可なしに、ソフトウエア製品のモニタ画面の表示やプリンタからの印刷物を出版等に使用しないものとします。

（著作権等）

第 4 条　ソフトウエア製品に関する著作権及び特許権等の一切の権利は、弊社または弊社が許諾を受けた第三者に帰属します。また、ソフトウエアを記録した CD 等の媒体、付属のハードウエアの所有権も弊社に留保されるものとします。

2. ソフトウエア製品には、PostgreSQL License、The BSD License、GPL（GNU GENERAL PUBLIC LICENSE：一般公有使用許諾契約書）に準拠したソフトウエア及び The Apache Software Foundation から提供される Xerces（Xerces は、Apache Software Licence Version 1.1 に基づき、無償で提供されています。）が含まれるものがあります。お客様はこれらの内容を別途添付の使用許諾契約書によって確認するものとします。

（サポートサービス）

第 5 条　弊社はソフトウエア製品に対するサポートサービスを、別途有償で、本契約末尾記載の「操作関するサポートサービスの特約」に従って提供します。ソフトウエア製品を利用するお客様でサポートサービスの利用を希望するお客様は、「操作に関するサポートサービスの特約」に従ってサポートサービスを利用することができます。

（保守サービス）

第 6 条　弊社は、本ソフトウエア製品について改良等の保守サービスを提供します。但し、保守サービスの提供はいつでも弊社の都合で終了することができるものとします。

2. お客様は、別途有償による弊社の定めに従って、保守サービスを利用することができます。
3. 弊社は、第 1 項但書に定める場合のほか、次の各号に定める場合にもソフトウエア製品の保守サービスの提供を終了することができるものとします。
   ① お客様のソフトウエア製品の購入から 5 年の期間を経過した場合には、当該ソフトウエア製品に対する保守サービスの提供を終了できるものとします（本号及び次号に定める 5 年の期間は、お客様が最初にソフトウエア製品を購入した日の属する月の翌月 1 日から起算するものとし、購入後に提供されるバージョンアップ等からは起算日を算定しないものとします）。
   ② お客様のソフトウエア製品の購入から 5 年以内の期間であっても、新たに弊社がリニューアル等の大幅な機能改善を行ったソフトウエア（以下「リニューアル版」といいます）を発売した場合は、発売日から弊社所定の期間の経過により、リニューアル前の当該ソフトウエア製品に対する保守サービスの提供を終了します。
4. 第 1 項但書及び第 3 項各号の定めにより、ソフトウエア製品に関する保守サービスの提供終了が、弊社が別途定める当該ソフトウエア製品に対する各種メンテナンスサービス契約のお客様と弊社との契約期間中に発生した場合は、当該ソフトウエア製品に関する弊社の保守サービスの提供は終了し、同時にお客様と弊者間の当該ソフトウエア製品に関する各種メンテナンスサービス契約も弊社の保守サービスの終了した範囲につき、当然終了するものとします。この場合、お客様は予め終了を承認し、かつ弊社の責任を問わ

ないものとします。

5. 保守サービスは、ソフトウエア製品の改良等によるバージョンアップをその内容とし、弊社の別途定める場合を除き、有償とします。

6. お客様は、ソフトウエア製品に対する弊社の保守サービスが、お客様の使用するＯＳを含む基本ソフトウエアあるいはお客様の使用するハードウエアの能力の状態によっては、正しく機能しない結果となる場合があることを予め承認し、かつこれに対して弊社の責任を問わないものとします。

7. 保守サービスは、ソフトウエア製品を弊社の定める最新の状態に維持できるようソフトウエア製品のシステムに対する改良や改善等を契約内容としており、ソフトウエア製品で処理されるデータ自体は保守サービスの対象としていません。そのため、弊社は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、弊社は取り扱うことができない状態で保守サービスが提供されるものとします。

8. 第１項乃至第７項の定めは、ソフトウエア製品のリニューアル版についても準用し、以後のリニューアル版についても同様とします。

（バージョンアップ版またはリニューアル版の使用権の許諾）

第７条　お客様は別途弊社が定める各別の手続により、バージョンアップした本ソフトウエア製品（以下「バージョンアップ版」といいます）またはリニューアル版の提供と使用権の許諾を受けることができます。

2. お客様がクライアントソフトをお客様の顧問先に提供している場合に、お客様がソフトウエア製品についてバージョンアップ版の使用許諾あるいはリニューアル版の提供と使用権の許諾を受けた場合または追加機能等の提供を受けた場合には、お客様はその顧問先に提供しているクライアントソフトについてもバージョンアップ版あるいはリニューアル版または追加機能等を提供するものとします。

3. バージョンアップ版またはリニューアル版について、本契約とは別途の使用許諾契約書または使用許諾条項が付属している場合は、その使用許諾契約書または使用許諾条項が優先します。

4. お客様が弊社よりバージョンアップ版またはリニューアル版の使用権の許諾を受けたとき、旧版の本ソフトウエア製品もしくは旧版のバージョンアップ版または旧版のリニューアル版の使用権の許諾は自動的に終了するものとします。但し、バージョンアップ版またはリニューアル版の使用について特段の定めがある場合、定められた期間内に限り旧版のソフトウエア製品もしくは旧版のバージョンアップ版または旧版のリニューアル版の使用権を許諾するものとします。

（ソフトウエア製品の検査・通知及び保証）

第８条　お客様がソフトウエア製品の CD パッケージを開封したときに、パッケージで提供したソフトウエアを記録した CD 等の媒体及び付属のハードウエア並びに付属のマニュアルに損傷及び破損等の物理的な欠陥がある場合、ソフトウエア製品がお客様に到着した日より 30 日以内に弊社にご返却頂ければ、無償で良品と交換します。

2. 前項で定める弊社の責任は、ソフトウエア製品及び付属のハードウエアの仕様不適合に起因して弊社がお客様に対して負担する全ての法的責任であり、法令上の履行追完請求、代金減額請求、契約の解除または損害賠償責任に代わるものとします。

3. 弊社は、ソフトウエア製品に不具合のないこと、ソフトウエア製品の使用によってお客様及び第三者に損害を与えないこと等製品としての完全性を保証しないものとします。

（弊社の責任）

第９条　弊社は請求原因のいかんにかかわらず、入力データの消失、破損等、弊社提供のハードウエア製品、ソフトウエア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Web サービス、サポートサービス

に起因してお客様に生じた、通常の損害、特別の事情による損害(損害発生につき弊社が予見すべきであった場合を含むものとします。)、逸失利益及び第三者からの賠償その他の請求による損害について、一切責任を負わないものとします。

2. 前項の規定は、弊社に故意または重過失がある場合には適用しないものとします。

3. 本契約のもとにおいて弊社が損害賠償責任を負う場合、弊社は仕様どおりでないと判断した症状の発生源となった弊社提供のハードウエア製品、ソフトウエア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Web サービスまたはサポートサービスについて、それぞれ当該ハードウエア製品、当該ソフトウエア製品、当該サプライ商品、当該ユースウェアサービス、当該保守サービス、当該 Web サービスまたは当該サポートサービスの見積書記載の定価に相当する額を限度額として賠償責任を負うものとし、見積書がない場合はそれぞれの販売価格に相当する額を限度額として賠償責任を負うものとします。

（本契約の終了）

第 10 条　本契約は、本契約に特に定めた場合のほか、お客様が本ソフトウエア製品の使用を終了することにより自動的に終了します。また、お客様が本契約のいずれかの条項に違反したとき、弊社は、お客様に書面による催告をせずに直ちに本契約を解除し、本契約を終了させることができます。

（契約終了時の措置）

第 11 条　本契約の定めに基づき本契約が終了したとき、お客様は受領したソフトウエア製品のすべて（複製を含む）及びリニューアル版をすみやかに弊社に返却または廃棄するものとします。

（個人情報の取り扱い）

第 12 条　弊社は、お客様から収集した個人情報（以下、単に「個人情報」といいます）を、次の各号の利用目的の範囲内で取り扱います。

① 個人情報は、コンピュータシステムの設計、製造、販売、保守等弊社の営む事業に関する製品、商品、サービス等のお客様への提供の他、これらに付帯関連するサービスの提供等弊社の事業遂行に必要な範囲においても収集し利用されます。

② 個人情報は、航空運送事業を営む弊社の連結対象会社に関するサービスを弊社からお客様に提供するために収集し利用されます。

③ 弊社は、個人情報を DM 等によるアンケートへのお願い等の方法により収集することがあります。また、修理、配送及び郵便物の発送等弊社業務の一部を外部の業者に委託することがあります。

④ 個人情報は、法令等に基づく場合又はお客様の事前の同意がある場合に限り、第三者へ、第三者提供されます。

（キャンペーン等のお知らせ）

第 13 条　弊社は、電子メールにより、キャンペーンその他の案内をすることがあります。お客様は予め電子メールによるキャンペーン等のお知らせを承諾してソフトウエア製品を利用するものとします。但し、お客様の希望により送信を中止することができます。

（反社会的勢力の排除等）

第 14 条　本契約において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。

2. お客様及び弊社は、それぞれ相手方に対し、現時点及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しな

いことを表明し確約します。

① 自己または自己の役員（名称を問わず経営に実質的に関与している者をいいます）若しくは自己の社員が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと

② 反社会的勢力が実質的に経営を支配していること

③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってする等、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること

⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. お客様及び弊社は、それぞれ相手方に対し、自己若しくは自己の社員または第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約します。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、または偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

4. お客様または弊社が前 2 項に違反に反した場合、相手方は何らの催告を要しないで、本契約を解除することができるものとします。

5. 前項の場合、解除された者は解除により生じる損害について、解除を行なった者に対し一切の請求を行なわず、解除を行なった者は何らの賠償責任を負わないものとします。また、解除を行なった者は、解除により生じる損害について、解除された者に対し賠償を請求できるものとします。

（裁判管轄）

第 15 条　本契約は日本国の法律に準拠し、本契約に関連、付随して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所（簡易裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本契約は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

改定実施　令和 2 年 3 月 16 日
令和 5 年 4 月 3 日
令和 5 年 10 月 2 日

【50046】

「操作に関するサポートサービスの特約」

（操作に関するサポートサービス及び利用方法等）

第１条　操作に関するサポートサービス（以下「サポートサービス」といいます。）は、ソフトウエア製品を弊社の仕様に従って適確に利用するための操作に関する情報を提供するサービスです。

2.　サポートサービスを利用する場合は、弊社が案内する次の区分の中から、③「操作」の区分を選択して問い合わせを行うものとします。

①　「担当営業への連絡」

②　「故障修理受付」

③　「操作」

④　「その他」

3.　サポートサービスは、電話、問い合わせフォームまたはＦＡＸのいずれかの方法による問い合わせに対して提供します。お客様は、電話、問い合わせフォームまたはＦＡＸのいずれかの方法で弊社に問い合わせを行い、その他の方法による問い合わせはしないものとします。

なお、電話番号等問い合わせに関する詳細は、弊社が別途行う案内によるものとします。

また、Ｗｅｂオペレーションサポートを提供しているサービスについては、本特約の問い合わせ方法の 1 つにＷｅｂオペレーションサポートの方法を追加するものとし、この場合の利用料金は、第 2 条第 2 項①の電話の方法を利用する場合の利用料金と同一の方法で算定するものとします。

4.　サポートサービスの問い合わせ及び提供は、土曜日、日曜日、祝祭日その他弊社の定める休業日を除く午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までとします。

5.　弊社は、サポートサービスの提供が、弊社の仕様に基づく情報提供であることを保証します。但し、お客様の問い合わせ内容の把握に弊社の落ち度がないこと、サポートサービスの提供によってお客様及び第三者に損害を与えないこと等サポートサービスの完全性まで保証するものではないものとします。

6.　弊社は、お客様の問い合わせに対し速やかにサポートサービスを提供するよう努めますが、提供に日時を要する場合もあります。また、サポートサービスは、お客様の問い合わせに対し、ソフトウエア製品を弊社の仕様に従って的確に利用するための情報提供を目的としたサービスです。お客様の問い合わせ内容、ユースウェアサービスの利用状況、ソフトウエア製品の更新状況、ソフトウエア製品の使用許諾期間の終了など、お客様の利用環境等によっては、お客様の問い合わせを直接解決する内容とならない場合や、サポートサービスを提供できない場合もあります。お客様は、問い合わせを直接解決することにならない場合やサポートサービスを提供できない場合があることをあらかじめ承諾し、弊社の責任を問わないものとします。

（サポートサービスの利用料金）

第２条　サポートサービスは、次項以下の条件による有償提供とします。

2.　利用料金は、前条第 4 項の問い合わせ方法に応じて次のとおり算定します。

①　電話の方法を利用する場合は、問い合わせ毎に、通話開始から通話終了までの継続した時間に対し、通話時間が通話開始から 15 分以内の場合は一律 2,000 円の定額を利用料金とし、通話時間が通話開始から 15 分を超える場合は 15 分を超えた時点を起点として通話終了に至るまでの時間を 15 分単位で区分し 15 分毎に 1,000 円を加算し、15 分に満たない場合の時間に対しても一律 1,000 円を加算して算定した金額を利用料金とします。

②　問い合わせフォーム、ＦＡＸの方法を利用する場合は、1 案件につき 2,000 円を利用料金とします。

3.　利用料金は、サポートサービスを利用する都度、お客様は次の第 4 項及び第 5 項の支払い条件に基づき、

当該利用料金に法定税率による消費税等額を加算した金額を現金により弊社に支払うものとします。なお、通話料金等の通信のための料金は別途お客様の負担となります。

4. 利用料金の支払方法は、お客様がサポートサービスを利用した時点毎に支払方法が確認され、お客様が既に弊社と口座振替による取引を開始している場合には口座振替による支払方法とし、口座振替の取引を開始してない場合には振り込みによる支払方法とします。

5. 利用料金の支払期日は、口座振替による場合はお客様が当該サポートサービスを利用した日の属する月の翌々月 14 日とし、振り込みによる場合はお客様が当該サポートサービスを利用した日の属する月の翌月末日とします。

（データの取扱）

第 3 条　サポートサービスは、JDL IBEX 財務システムに関するソフトウエア製品を弊社の仕様に従って適確に利用するための操作方法に関する情報をお客様に提供することを契約内容としており、ソフトウエア製品で処理されるデータ自体はサポートサービスの対象としていません。そのため、弊社は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、弊社は取り扱うことができない状態でサポートサービスが提供されるものとします。

（本特約の変更等）

第 4 条　弊社は、お客様の承諾なしに、いつでも、利用料金を含む本特約の全部または一部の内容を変更し、サポートサービスの提供を中止しまたはサポートサービスの提供を終了することができるものとします。この場合弊社は、別途弊社の案内するサポートサービスのサイト上に掲示する方法により、お客様に告知するものとし、掲示内容に明示されている日から変更の効力が生ずるものとします。

附則

本契約は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

改定実施　令和 2 年 3 月 16 日
　　令和 5 年 4 月 3 日

【50035　v4】

以上